

11 北方四島安全操業交渉

北方四島周辺ロシア主張領海水域では、戦後ソ連・ロシア国境警備船によるだ捕・銃撃問題が頻繁に発生していましたが、平成6年当時のロシアのポキージン南クリル地区長が根室市長に対し入漁料方式の民間漁業協力を呼びかけたことを発端として本操業の交渉が始まります。

開始からほぼ3年後の平成9年12月30日第13回目の交渉で妥結し、翌年の2月21日に協定の調印が行われています。

主権問題が最大の焦点となった同交渉は、日本側がロシア側に対し資源保護への協力費を支払うほか、北海道水産会が1,500万円相当の機材を供与することとし、「いずれの政府の立場および見解をも害するものとみなしてはならない」とし、本協定が北方領土問題に対する日ロ両国の法的な立場を侵さないものとなっています。

平成10年5月21日には、同年の具体的な操業内容に係る了解覚書がロシア連邦農業食糧省及びロシア連邦国境警備部隊庁と北海道水産会との間で取り交わされ、その年の10月1日より操業が開始されています。

なお、具体的な操業条件は、毎年、北海道水産会とロシア連邦漁業国家委員会、国境警備長との間で取り交わされる覚書により決定され、操業の運用は北海道水産会が自主管理し、漁獲枠、操業水域、魚種などは毎年見直しされています。

(1) 合意内容

ア. 漁獲量(操業水域A及びBの合計)

| 魚種 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| すけとうだら | 955t | 955t | 955t | 955t | 955t |
| ほっけ | 777t | 777t | 777t | 777t | 777t |
| たこ | 216t | 216t | 216t | 216t | 216t |
| その他 | 232t | 232t | 232t | 232t | 232t |
| 合計 | 2,180t | 2,180t | 2,180t | 2,180t | 2,180t |

イ. 漁期

| 魚種 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 |
|--------|--------------------------|-------|-------|-------|-------|
| すけとうだら | 1月1日～3月15日 | | | | |
| ほっけ | 9月16日～12月31日 | | | | |
| たこ | 1月1日～1月31日、10月16日～12月31日 | | | | |

ウ. 隻数

| 区分 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 隻数 | 48隻 | 48隻 | 48隻 | 48隻 | 48隻 |

エ. 資源保護協力金等

| 区分 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 協力金 | 2,130万円 | 2,130万円 | 2,130万円 | 2,130万円 | 2,130万円 |
| 機材供与 | 2,110万円 | 2,110万円 | 2,110万円 | 2,110万円 | 2,110万円 |

(2) 北方四島安全操業交渉操業水域図

